

社会福祉法人松川会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松川会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬及び費用を支給する。

- 2 常勤の役員については、報酬、賞与及び費用を支給する。
- 3 当法人職員兼務役員の報酬は、その兼務状況、勤務形態によって職員給与と役員報酬に区分して手当として支給する。

(報酬及び費用の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する、報酬及び費用の額は、次各号による報酬及び費用の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 当法人職員兼務役員については、別表3に定める額
- (4) 役員が職務のため出張をしたときは、別表5に定める額

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

- 2 非常勤役員が当法人職員兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬、賞与は支給しない。

(非常勤役員等の報酬及び費用の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の通り支給する。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表5に定める額

(報酬の支給方法)

第6条 役員に対する報酬の支給時期は、次の通り報酬の定める時期に、振込みにて支給する。

- (1) 役員に対する報酬の支給については、毎月25日とする。ただし当該日が土曜日、日曜日及び国民祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、職員の例による。
 - (2) 賞与については、6月20日及び12月10日とする。ただし当該日が土曜日、日曜日及び国民祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、職員の例による。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除し支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上は1円未満も端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行する

この規程は、平成21年11月28日から施行する

この規程は、平成28年8月22日から施行する

この規程は、平成29年6月20日から施行する

この規程は、令和1年9月4日から施行する

別表 1 (役員報酬)

号 俸	報酬の額
1号俸	月額 50,000 円
2号俸	月額 100,000 円
3号俸	月額 150,000 円
4号俸	月額 200,000 円
5号俸	月額 250,000 円
6号俸	月額 300,000 円
7号俸	月額 350,000 円
8号俸	月額 400,000 円
9号俸	月額 450,000 円
10号俸	月額 500,000 円
11号俸	月額 550,000 円
12号俸	月額 600,000 円
13号俸	月額 650,000 円
14号俸	月額 700,000 円
15号俸	月額 750,000 円
16号俸	月額 800,000 円
17号俸	月額 850,000 円
18号俸	月額 900,000 円
19号俸	月額 950,000 円
20号俸	月額 1,000,000 円

ただし、法人の業績等によりこれを減額することができる。

別表 2 (役員賞与)

役職名	夏季賞与	冬季賞与
理事長	報酬月額×1ヶ月分	報酬月額×2ヶ月分
副理事長	報酬月額×1ヶ月分	報酬月額×2ヶ月分

ただし、法人の業績等によりこれを減額することができる。

別表 3 (職員兼務役員手当)

号 俸	月額
1号俸	10,000
2号俸	30,000
3号俸	50,000
4号俸	80,000
5号俸	100,000
6号俸	130,000
7号俸	150,000
8号俸	200,000

9号俸	250,000
10号俸	300,000

ただし、法人の業績等によりこれを減額することができる。

別表 4 (非常勤役員等報酬)

役職名	区 分	日 額
理事・監事・評議員	理事会・評議員会への出席	5,000 円
	上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

別表 5 (出張旅費等日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	12,000 円	8,000 円	実 費